

くらしの情報 ふなぼし

No.182

令和4年(2022年)7月15日発行
船橋市消費生活センター
船橋市本町1-3-1
JR船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006

詐欺的副業トラブル急増中

こんなはずじゃ なかった!!!

目次

- ・詐欺的副業トラブル急増中… 1
- ・様々なきっかけから
こんなトラブルが… 2~3
- ・情報商材とは …… 3
- ・令和3年度
消費生活センター相談概要… 4

投資金を
送金したら、連絡が
取れなくなった

借金までしたのに

「1日5分で
月30万円もうかる」
はずだったのに



消費者庁イラスト集より

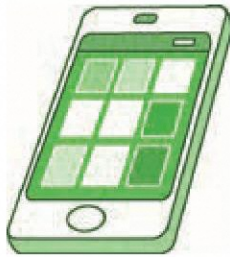
簡単だと
言ったのに難しくて
わからない

簡単にもうかる話はありません!

様々なきっかけから、こんなトラブルが

●マッチングアプリの相手から誘われて

投資に興味ある？
一緒にやろう



消費者庁イラスト集より

やったことないし
不安だな

大丈夫！
教えてあげる♥

軽い気持ちで最近はやりのマッチングアプリに登録した。出会った相手から「暗号資産への投資で楽に暮らせる。あなたもやってみない？」と誘われた。

相手に指示された通り、国内の取引所で暗号資産を購入し、外国の取引所の口座に送金した。10万円が何倍にもなったので、追加で100万円分送金した。その後、相手と連絡が取れなくなり、お金も引き出せない。

投資が行われたか疑わしい詐欺的なケースです。なお、海外事業者であっても、日本の居住者を対象に金融商品の取引や暗号資産の交換業を営むには、金融庁への登録が必要です。

●先輩に誘われて



消費者庁イラスト集より

部活の先輩に「起業セミナー」に誘われた。

セミナー会場で、講師から「FX*自動売買ツールを購入すれば、AIが投資をし、必ず何十倍にもなる」と説明された。ツールが入ったUSBメモリは50万円だった。「お金がない」と断ると、「借金しても元が取れる。人を紹介すれば報酬がもらえる」と言われ、借金して契約した。紹介はできず、もうからず、借金が返せない。

マルチ商法(連鎖販売取引)としてクーリング・オフや中途解約ができる場合があります。

必ずもうかる投資はありません。

*：FX(外国為替証拠金取引)は、預けた証拠金の何倍もの外貨取引を行うことが多い金融商品で、ハイリスク・ハイリターンです。FXの取扱事業者は、金融商品取引業の登録が必要です。

●コロナで収入が激減して



消費者庁イラスト集より

副業をインターネットで検索した。ランキング1位のサイトに、「簡単！1日5分！月30万円もうかる」と書いてあった。

副業の方法が書かれた1万円のマニュアル（情報商材）を銀行振り込みで購入し、ダウンロードした。サイトから電話があり、「もうけるにはサポートが必要」と言われ、60万円のサポートコースを契約したが、もうからない。契約書はもらっていない。

サポート契約は電話で勧誘されています。契約書面をもらっていないので、クーリング・オフができます。実際には、相手との連絡が取れないなど返金されないこともあります。簡単にもうかる話はありません。

情報商材とは

情報商材とは、「もうかる方法」「競馬必勝法」などのノウハウを電子情報で提供されるものです。動画のURLやファイルのダウンロードなど、インターネットを通じて提供される場合が多いのですが、USBメモリやDVDに保存したものを送付される場合もあります。

情報商材は、契約前に記載内容を確認することはできません。お金を払って受けとり、初めて「説明と内容が違う」「具体的な情報が含まれていない」「実施できそうもない内容だった」などの問題点に気づきます。

相手と連絡が取れなくなる詐欺的なトラブルも多いので注意が必要です。

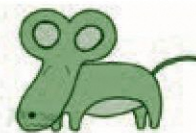
お困りのときは消費生活センターに

ご相談ください

TEL 047-423-3006



みまもりマウス



こまりマウス

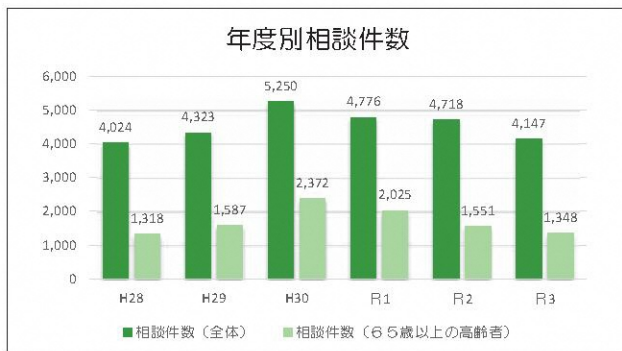
令和3年度 消費生活センター 相談概要

船橋市消費生活センター

場 所: JR 船橋駅南口フェイスビル5階
電 話: 047-423-3006
F A X: 047-423-3040
相談受付: 月～金曜日 第2・4土曜日
(祝日・年末年始は休)
午前9時～午後4時

消費生活センターでは、契約に関する苦情や問い合わせに対し情報提供やトラブルの解決のお手伝いをしています。

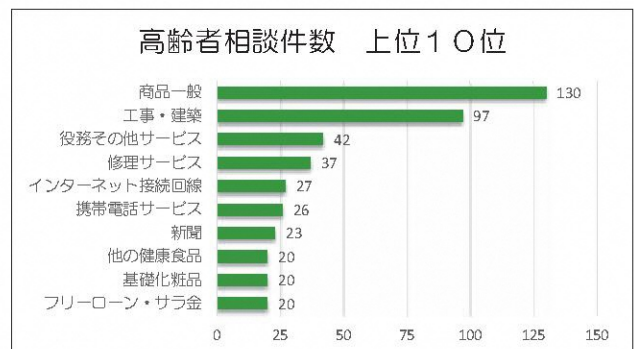
令和3年度に寄せられた相談件数は4,147件で、相談内容の最多は商品一般（特に宅配業者をかたった迷惑メールや架空請求メール）に関するものでした。また、次に多かった相談は工事・建築に関するものでした。他にも、フリーローン・サラ金、屋根や水漏れ修理等の相談が数多く寄せられました。だましの手口は多様化・巧妙化していますので、困った時はすぐに消費生活センターに相談しましょう。



高齢者のトラブルと訪問販売に関する相談

令和3年度相談件数の32.5%が高齢者（65歳以上）で占め、迷惑メール・架空請求に関する相談や屋根などの工事に関する相談が多く寄せられました。

また、昨年度はコロナ禍で在宅していることが増えたためか、訪問販売に関する相談が多く寄せられています。必要のないことを勧められた場合はきっぱりと断るようにしましょう。



まちづくり出前講座

消費生活相談員が講師としてあなたの地域・町会・サークルに出向きます。

●社会教育課（047-436-2895）で受付しています。

消費者講座Ⅰ…幼児・小学生・保護者向け（やくそくやきまりごと、ネットトラブルなど）

消費者講座Ⅱ…中・高校生、若者向け（契約の仕組み、さまざまなトラブルにあわないためになど）

消費者講座Ⅲ…成人・高齢者向け（悪質商法、契約トラブルとその対処法など）

弁護士による多重債務専門相談

●消費生活センター（047-423-3006）で予約の受付をしています。相談は無料です。

* 消費生活相談員による事前相談を受けてください。

【日時】第2・4土曜日 午前10時～午後4時（祝日と重なる場合は休み）